

日青協ニュース

NISSEIKYO NEWS



一般社団法人

日本青果物輸出入安全推進協会

東京都大田区東海 3 丁目 8-2

TSKビル 3 階

電話 03(6412)9977

No.842

平成 28 年 1 月 20 日

日青協ホームページにカラーで掲載しています。また、内容についてのご意見をホームページ「お問い合わせ」より、お寄せ下さい。 <http://www.fruits-nisseikyo.or.jp/inquiry/index.php>

食品、添加物等の規格基準の一部を改正について

平成27年12月22日、食品、添加物等の規格基準の一部が改正されました。改正の概要等果実について抜粋して掲載します。

第1 改正の概要

(1)動物用医薬品ガミスロマイシン、農薬キンクロラック、農薬及び動物用医薬品スピノサド、農薬及び動物用医薬品スピノサド、農薬1-ナフタレン酸、農薬フルキサピロキサド、農薬フルピラジフロロン、農薬フルミオキサジン、農薬フルメツラム、動物用医薬品プロペタンホス、農薬メベンホス並びに動物用医薬品及び飼料添加物ラサロシドについて、食品中の残留基準が設定されました(別紙を参照して下さい)。

第2 施行・適用期日

原則として、改正後の基準は、公布日から施行されます。ただし、残留基準値を改正するものうち、一部の農薬等については、平成28年6月21日まで従来の基準が適用されます(詳細は別紙を参照して下さい)。

第3 農薬等の残留基準に関する事項

法に基づく残留基準値の設定に併せ、農薬取締法に基づく農薬フルピラジフロロンに係る新規農薬登録並びに農薬1-ナフタレン酸及び農薬フルミオキサジンに係る適用拡大のための変更登録が農林水産省において行われることとなっています。

通知の全文は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzentu/0000108517.pdf>

別紙1(果物、すいか、メロン類、まくわうりで今回の改正で記載があったものを抜粋しています。)

スピノサイド(殺虫剤/外部寄生虫駆除剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
すいか	○ 0.3	0.3
メロン類果実	○ 0.3	0.3
まくわうり	○ 0.3	0.3
みかん	○ 0.1	0.1
なつみかんの果実全体	○ 0.3	0.3
レモン	○ 0.3	0.3
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 0.3	0.3
グレープフルーツ	○ 0.3	0.3
ライム	○ 0.3	0.3
その他のかんきつ類果実	○ 0.3	0.3
りんご	○ 0.5	0.5
日本なし	○ 0.5	0.5
西洋なし	○ 0.5	0.5
マルメロ	○ 0.5	0.5
もも	○ 0.2	0.2
ネクタリン	○ 0.5	0.5
あんず(アプリコットを含む。)	○ 0.2	0.2
すもも(プルーンを含む。)	○ 0.2	0.2
うめ	○ 0.2	0.2
おうとう(チェリーを含む。)	○ 0.2	0.2
いちご	○ 1	1
ラズベリー	○ 1	0.7
ブラックベリー	○ 1	0.7
ブルーベリー	○ 0.4	0.3
ハックルベリー	○ 0.3	0.3
その他のベリー類果実	○ 1	0.7
ぶどう	○ 0.5	0.5
バナナ	○ 0.3	0.3
パパイヤ	○ 0.3	0.3
アボカド	○ 0.3	0.3
パイナップル	○ 0.02	0.02
グアバ	○ 0.3	0.3
マンゴー	○ 0.3	0.3
パッションフルーツ	○ 0.7	0.3
なつめやし	○ 0.1	0.1
その他の果実	○ 0.3	0.3

フルキサピロキサイド(殺菌剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
りんご	○ 0.9	0.9
日本なし	○ 0.9	0.9
西洋なし	○ 0.9	0.9
マルメロ	○ 0.9	0.9
ネクタリン	○ 3	2
あんず(アプリコットを含む。)	○ 3	2
すもも(プルーンを含む。)	○ 5	2
うめ	○ 2	2
おうとう(チェリーを含む。)	○ 3	2
いちご	○ 4	
ラズベリー	○ 5	
ブラックベリー	○ 5	
ブルーベリー	○ 7	
クランベリー	○ 7	
ハックルベリー	○ 7	
その他のベリー類果実	○ 7	
ぶどう	○ 2	
グアバ	○ 7	
パッションフルーツ	○ 2	
その他の果実	○ 2	0.8

フルピラジフロン(殺虫剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
すいか	○ 0.03	
メロン類果実	○ 0.03	
まくわうり	○ 0.03	
レモン	○ 3	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 3	
グレープフルーツ	○ 3	
ライム	○ 3	
その他のかんきつ類果実	○ 3	
りんご	○ 0.7	
日本なし	○ 0.7	
西洋なし	○ 0.7	
マルメロ	○ 0.7	
いちご	○ 2	
ブルーベリー	○ 4	
ハックルベリー	○ 4	
ぶどう	○ 3	
その他の果実	○ 3	

1-ナフタレン酸(植物成長調整剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
メロン類果実	○ 0.2	0.2
みかん	○ 0.5	0.5
なつみかんの果実全体	○ 5	5
レモン	○ 5	5
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 5	5
グレープフルーツ	○ 5	5
ライム	○ 5	5
その他のかんきつ類果実	○ 5	5
りんご	○ 0.5	0.5
日本なし	○ 0.3	0.3
西洋なし	○ 0.3	0.3
マルメロ	○ 0.3	0.3
おうとう(チェリーを含む。)	○ 0.1	0.1
その他の果実	○ 0.1	0.1

フルミオキサジン(除草剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
みかん	○ 0.1	0.1
なつみかんの果実全体	○ 0.1	0.1
レモン	○ 0.1	0.1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 0.1	0.1
グレープフルーツ	○ 0.1	0.1
ライム	○ 0.1	0.1
その他のかんきつ類果実	○ 0.1	0.1
りんご	○ 0.1	0.1
日本なし	○ 0.1	0.1

フルミオキサジン(除草剤) つづき

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
マルメロ	● 0.02	0.1
ネクタリン	● 0.02	0.1
あんず(アプリコットを含む。)	● 0.02	0.1
すもも(プルーンを含む。)	● 0.02	0.1
うめ	●	0.1
おうとう(チェリーを含む。)	● 0.02	0.1
いちご	● 0.07	0.1
ラズベリー	●	0.1
ブラックベリー	●	0.1
ブルーベリー	● 0.02	0.1
クランベリー	● 0.02	0.1
ハックルベリー	● 0.02	0.1
その他のベリー類果実	● 0.02	0.1
ぶどう	○ 0.1	0.1
かき	●	0.1
バナナ	●	0.1
パパイヤ	●	0.1
アボカド	●	0.1
パイナップル	●	0.1
グアバ	●	0.1
マンゴー	●	0.1
パッションフルーツ	●	0.1
なつめやし	●	0.1
その他の果実	●	0.1

メビンホス(殺虫剤) つづき

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	●	0.2
グレープフルーツ	●	0.2
ライム	●	0.2
その他のかんきつ類果実	●	0.2
りんご	●	0.2
日本なし	●	0.2
西洋なし	●	0.2
マルメロ	●	0.2
びわ	●	0.2
もも	●	0.4
ネクタリン	●	0.4
あんず(アプリコットを含む。)	●	0.2
すもも(プルーンを含む。)	●	0.4
うめ	●	0.5
おうとう(チェリーを含む。)	●	0.5
いちご	●	0.5
ラズベリー	●	0.2
ブラックベリー	●	0.1
ブルーベリー	●	0.1
クランベリー	●	0.1
ハックルベリー	●	0.1
その他のベリー類果実	●	0.1
ぶどう	●	0.3
かき	●	0.1
バナナ	●	0.1
キウイ	●	0.1
アボカド	●	0.1
パイナップル	●	0.1
グアバ	●	0.1
マンゴー	●	0.1
パッションフルーツ	●	0.1
なつめやし	●	0.1
その他の果実	●	0.5

メビンホス(殺虫剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
すいか	●	0.3
メロン類果実	●	0.3
まくわうり	●	0.5
みかん	●	0.2
なつみかんの果実全体	●	0.2
レモン	●	0.2

脚注

※○:平成27年12月22日適用 ●:平成28年6月22日適用

・残留基準値(改正後)の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準(0.01ppm)が適用される。ただし、ガミスロマイシン及びラサロシドについては、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)第1食品の部 A 食品一般の成分規格の項1に規定する抗生物質に該当することから、残留基準値(改正後)の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、本剤を含有するものであってはならない。

・今回基準値を設定するキンクロラクとは、農産物にあっては、キンクロラク及び代謝物C【メチル3,7-ジクロロ-8-キノリンカルボキシレート】をキンクロラクに換算したものの和をいい、畜産物にあっては、キンクロラクをいうこと。

・今回基準値を設定する1-ナフタレン酢酸には、抱合体が含まれること。

・今回基準値を設定するメビンホスとは、メビンホス(E体)及びメビンホス(Z体)の和をいうこと。

地理的表示制度に基づく登録

地理的表示(GI)の登録について

農林水産省は、平成 27 年 6 月 1 日に施行された特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(地理的表示法)に基づき、本日、7 製品の地理的表示(GI)を登録したので、お知らせします。

1. 概要

地理的表示(GI)保護制度は、地域で長年育まれた特別な生産方法によって、高い品質や評価を獲得している農林水産物・食品の名称を品質の基準とともに国に登録し、知的財産として保護するものです。

農林水産省は、法定された手続(学識経験者からの意見聴取等)を経て、平成 27 年 12 月 22 日(火曜日)に、地理的表示法に基づき生産地や品質等の基準とともに次の 7 製品の地理的表示を登録したので、お知らせします。

2. 地理的表示法に基づき登録された特定農林水産物等

登録番号	名称	登録生産者団体	特定農林水産物等の生産地
1	あおもりカシス	あおもりカシスの会	東青地域(青森県青森市、青森県東津軽郡平内町、青森県東津軽郡今別町、青森県東津軽郡蓬田村、青森県東津軽郡外ヶ浜町)
2	但馬牛	神戸肉流通推進協議会	兵庫県内
3	神戸ビーフ	神戸肉流通推進協議会	兵庫県内
4	夕張メロン	夕張市農業協同組合	北海道夕張市
5	八女伝統本玉露	八女伝統本玉露推進協議会	福岡県内
6	江戸崎かぼちゃ	稲敷農業協同組合	茨城県稲敷市及び牛久市桂町
7	鹿児島島の壺造り黒酢	鹿児島県天然つぼづくり米酢協議会	鹿児島県霧島市福山町及び隼人町

なお、名称については代表的なものを記載しています。その他の名称等詳しい登録内容については、以下の URL を御覧ください。

地理的表示保護制度(GI)～登録産品一覧～

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/register/index.html

3. 地理的表示及び GI マークについて

今後、登録された生産地や品質等の基準を満たした産品は、地理的表示が付されて流通することになります。その際、併せて下記の GI マーク(地理的表示法に基づく登録標章)が付されることとなっており、地理的表示産品であることの証となります。



農林水産大臣登録第〇〇〇号

GI マーク

4. 参考

地理的表示保護制度(GI)～地理的表示及び GI マークの表示について～
http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/gi_mark/index.html

《行事報告》

- 12/2 役職理事会
- 12/6 第 19 回千葉県学校保健学会(荻野事務局長、川口顧問参加)
- 12/10 第 2 回菜果フォーラム委員会開催
- 12/14 ジェトロ香川／青果物輸出セミナー(荻野事務局長出席)
- 12/16 第 2 回日本青果物輸出促進協議会調整会議(荻野事務局長出席)
- 12/17 公認会計士監査
- 12/17 植物検疫4団体連絡会(荻野事務局長出席)
- 12/21 総合的な TPP 関連政策大綱を踏まえた農林水産分野の対策に関する説明会(荻野事務局長出席)
- 12/22 協会監事監査
- 12/25 輸出戦略実行委員会青果物部会(干し柿分科会)(荻野事務局長出席)